

第1条 (名称)

ニシムタ P o n t a J C Bカード (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社ジャックス(以下「J A C C S」といいます。)と、株式会社ニシムタ (以下「ニシムタ」といいます。)が提携して、J A C C Sが発行するカードで、ニシムタが運営・提供するN'マネー機能 (N'マネー会員規約に定義される機能) 及び J C Bカード機能を有します。

第2条 (本会員及び家族会員)

1. 本会員とは、本特約、ジャックスカード会員規約、クレジットポイント利用規約及びN'マネー会員規約並びに P o n t a 会員規約を承諾のうえ、J A C C S に入会の申込みをされ、J A C C S 及びニシムタ並びに株式会社ロイヤリティマーケティング (以下「LM」といいます。)が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員 (以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条 (N'マネー機能)

1. 本カードのN'マネー機能とは、N'マネー会員規約に定める機能をいい、会員のN'マネーの利用等はN'マネー会員規約に定めるところによります。
2. 会員が本カードの会員資格を喪失した場合又は利用停止となった場合、その他 J A C C S が相当と判断した場合、J A C C S は当該会員の本カードに係るN'マネー機能を停止又は喪失その他所定の措置をとることをニシムタに対して求めることができるものとします。尚、N'マネー機能を停止又は喪失したことにより会員に生じる不利益、損害について J A C C S はその責を負いません。
3. 会員が都合により本カードを脱会する場合は、J A C C S 所定の届出をするとともに J A C C S にカードを返却するか、J A C C S の指示により会員において本カードを裁断し破棄するものとします。但し、J A C C S に脱会の申出をした場合であっても、本特約及びジャックスカード会員規約に基づく本会員の J A C C S に対する債務の全額を完済したときをもって脱会したものとします。尚、本会員は、本特約及びジャックスカード会員規約に基づく J A C C S に対する債務については、脱会の申出後も本特約及びジャックスカード会員規約の定めに従い支払の責を負うものとします。
4. 本カードの紛失、盗難その他の事由により、N'マネー残高が紛失又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、J A C C S はそれらを補償する責を負いません。また、本カードの脱会により会員に生じた不利益、損害についても J A C C S はその責を負いません。
5. 本カードのN'マネー機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、J A C C S はその責を負いません。
6. N'マネー会員規約に定めのない事項については、本特約並びにクレジットポイント利用規約が優先されます。

第4条 (共通ポイントプログラム機能)

1. 本カードの共通ポイントプログラム機能とは、LMが運営・提供する共通ポイントサービスを受けられる会員資格を有する機能をいい、当該機能は会員のみ利用ができ他人への譲渡・貸与はできないものとします。尚、会員の共通ポイントの利用等は P o n t a 会員規約に定めるところによります。
2. 会員が本カードの会員資格を喪失した場合又は利用停止となった場合、その他 J A C C S 並びに LM が相当と判断した場合、J A C C S 並びに LM は当該会員の本カードに係る共通ポイントプログラム機能を停

止又は喪失その他所定の措置をとることができるものとします。尚、共通ポイントプログラム機能を停止又は喪失したことにより会員に生じる不利益、損害について J A C C Sはその責を負いません。

3. 会員の都合により本カードを脱会する場合は、J A C C S所定の届出をするとともに J A C C Sにカードを返却するか、J A C C Sの指示により会員において本カードを裁断し破棄するものとします。但し、J A C C Sに脱会の申出をした場合であっても、本特約及びジャックスカード会員規約に基づく本会員の J A C C Sに対する債務の全額を完済したときをもって脱会したものとします。尚、会員は、本特約及びジャックスカード会員規約に基づく J A C C Sに対する債務については、脱会の申出後も本特約及びジャックスカード会員規約の定めに従い支払の責を負うものとします。
4. 本カードの紛失、盗難その他の事由により共通ポイントが紛失又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、J A C C Sはそれらを補償する責を負いません。また、本カードの脱会により会員に生じた不利益、損害についても J A C C Sはその責を負いません。
5. 本カードの共通ポイントプログラム機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、J A C C Sはその責を負いません。
6. P o n t a会員規約に定めのない事項については、本特約並びにクレジットポイント利用規約が優先されます。

第5条（年会費）

1. 本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より毎年 J A C C S所定の時期に J A C C S所定の年会費を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用回数合計が1回以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に J A C C Sに到着しない場合は、前年度の利用と判定されず次年度の利用と判定される場合があります。）
3. 次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第6条（適用）

本特約並びにクレジットポイント利用規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、重複する規定については本特約並びにクレジットポイント利用規約が優先されます。